角田家本梅田雲浜安政大獄吟味関係資料について

中島　嘉文*

１．角田家本「吟味申口」翻刻の経緯について
２．角田家本「吟味申口」について
３．梅田雲浜の史料としての角田家本「吟味申口」
(1) 雲浜の国事奔走と水戸藩士菊池為三郎
(2) 雲浜からのネットワーク、幅広い人脈の形成
(3) 産物交易の広がり
おわりに

「元小浜藩士梅田源次郎外四人身元之儀ニ付覚」と「元小浜藩士梅田源次郎定明吟味申口」（以下、「吟味申口」と略記）とは、2015年11月、小浜市での梅田雲浜生誕200年記念事業特別資料展に展示されたものであり、ここでは「角田家本梅田雲浜安政大獄吟味関係資料」とした[1)]。「吟味申口」は梅田雲浜が安政の大獄で安政５（1858）年９月７日に捕縛され、伏見奉行から同年10月１日、２日、３日、20日、11月７日に吟味を受けた時の調書である。

元小浜藩士梅田源次郎（名は定明、号は雲浜など。以下雲浜とする）については、近年の研究においても、政治面では「横井小楠と越前藩を最初に結んだのは、意外にも梅田雲浜であった」[2)] とされ、産業面でも「長州藩と上方との物産交易のルートは、尊王攘夷派の志士梅田雲浜（元小浜藩士）によって切り開かれた」[3)] と評価されているが、同じく安政の大獄により26歳で処刑された福井藩士橋本左内と比べても、45歳で獄死した雲浜の関係史料は非常に少ない。

１．角田家本「吟味申口」翻刻の経緯について

2015年の「梅田雲浜生誕200年記念事業特別資料展」の準備調査のなかで、小浜市立図書館所蔵の赤見貞寄贈文書の中に「安政の大獄に於ける梅田雲浜の取調書」と題された「吟味申口」の翻刻草稿が見出された。原史料所蔵者が長野県佐久市の角田和之氏であることがわかり、小浜市文化課がその展示を依頼したところ快く貸出しを許可され、この角田家本「吟味申口」原本の展示をすることができた。

安政の大獄の「吟味申口」については、昭和62(1987) 年２月、東京大学史料編纂所によって刊行された『大日本維新史料　井伊家史料　十五』に「安政大獄吟味関係史料」がある。そこには、雲浜

＊梅田雲浜生誕 200 年記念事業特別資料展部会副部会長

の10月３日、同20日、11月７日の３日間の取調が「吟味申口」として、水戸藩士猪飼吉左衛門・幸吉父子、儒者池内大学などとともに翻刻されている[4)]。

幕末の井伊家史料のなかには、大老井伊直弼の政局運営の参考のため、公用人宇津木六之丞らが、幕府に上げられた風聞探索書を写したものが多く含まれている。雲浜の「吟味申口」もそのなかの一つである。井伊家史料と比べると角田家所蔵の「吟味申口」は、10月１日、２日を加えた５日間の吟味・調書が残されている。そのうえ保存状態がよく、虫食い箇所もなく、より丁寧に清書された写しとなっており、誤字も少ない。また、井伊家史料との表記の違いも見出され、雲浜取調の全体を知ることのできる貴重な史料である。

この雲浜「吟味申口」が角田家に残されたのは、現当主和之氏の３代前、角田信道が明治初期、権大属として岩村田県につとめ、その後の長野県への合併時に引継責任者をつとめていたからではないかとされる[5)]。

角田家は、信濃国佐久郡長土呂村（現、長野県佐久市）で代々神官をつとめ、和之氏から４代前の神官忠守（信常）は、岩村田藩主の侍講をつとめた功績から、終身禄を受け藩士身分となった。その次男忠行は安政２(1855）年、脱藩して江戸に出て藤田東湖に入門、その後は国学者平田鉄胤の門人となる。文久３(1863）年、上洛して等持院の足利三代木像梟首事件を起こすが、足利将軍三代を逆賊とする罪状書は忠行が書いたとされている[6)]。なお、島崎藤村の『夜明け前』の「暮田正香」は忠行がモデルといわれる。

この角田家に、岩村田藩第６代藩主の内藤豊後守正縄[7)] の伏見奉行時代の史料が残されていることを伝えられた京都市歴史資料館が、昭和56(1981）年から57年にかけて調査を行った。その結果、総史料点数は6000点を越え、そのうち伏見奉行関係の史料は40点を数えることがわかった。

また、この調査結果が昭和58年、朝日新聞などに採り上げられたことから、小浜市郷土研究会などで研究、翻刻がなされ、元小浜郷土研究会長赤見貞氏は、出版を企図されたが刊行に至らず、少部数のコピー本を作って雲浜の菩提寺（松源寺）などに贈られた。このほか京都の大西荘三郎氏によって「源姓矢部家系図梅田源次郎御吟味申口承書」と題され電子複写で製本されたものが、平成６(1994)年、小浜市立図書館に寄贈されている。

やや詳細に史料の発掘、調査や所蔵者角田家および先人の業績について述べたが、昨年の展示後、雲浜「吟味申口」５日分の翻刻のための長期間借用が可能となった。そのうえ福井県文書館による原本校合・校訂の支援を受け、また史料が小浜藩だけでなく、福井藩関係の記述も多いことから、このたび研究紀要へ掲載されることとなった。

２．角田家本「吟味申口」について

角田家本「吟味申口」は全部で８冊あり、そのうち10月１日、２日、３日の吟味には、正本と思われるものと「扣」と付箋の付けられた副本とがある。両者には字句に一部差異があるが、翻刻は正本によった。ただ、10月３日の「拾一之印」と「拾弐之印」には清書段階のミスがあるため、副本によった。

伏見奉行による吟味は、原本の頭初に記された「梅田源次郎所持雑物書類之内を以、御不審之廉御

吟味」が示すように９月７日の雲浜捕縛時に伏見奉行所役人によって雲浜家宅から没収された書状、書付、端書、書籍、短冊などにもとづいて行われた[8]。

それぞれの書状や書類には吟味ごとに印が押され、10月１日・２日分にはまとめた通し番号の印が「壱」から「拾七」まで記され、また「書面外」として雲浜の京都・大坂における「懇意」の者[9]が尋ねられている。10月３日分には「壱」から「三拾」までの印と、それとは別に「丸別印」、「別之印」、「角別之印」、「別印」、「対印」がつけられたものがある。10月20日と11月７日分にも「壱」から「五拾壱」の通し番号の印が付けられている。通し番号の印の総数は、５日分で98にのぼるが、枝番号印のつけられたものと、別印などのつけられたものを合わせるとその総数の印は130を超える。また１つの印で最大で10通の書状について尋ねられており、没収された書状の数は200通を超える。以下、「吟味申口」からの引用は、例えば、10月1日の「壱之印」の場合は（10/１-１）のように示す。

なお、11月７日の「吟味申口」末尾には「御吟味御座候書類者、右ニ而不残相済申候」とあり、押収した書類についてはすべて残らず吟味をしたと述べている。

ただ、雲浜「吟味申口」は、押収した書類の区分が大まかで、吟味の順序も年代順、事項別に必ずしもなっておらず、内容が錯綜している箇所もある。また当然ながら雲浜の申口は事実を必ずしも正直に述べているものではない。このほか書状には年の記載がないことが多く、さらには、幕末の志士たちが書状の交換などを行うときに様々な変名（替名）を使っていることなどが、この「吟味申口」を読解することを難しくしている。

また、伏見奉行による吟味は、翌年の江戸評定所での最終吟味の前段階と位置付けられており、各「吟味申口」の末尾には「申口紛敷候廉者御沙汰之通朱書ニ相認置」などとあるように、雲浜の紛らわしい、不分明な申口には朱書きで記載するようにとの指示があり、その朱書きは27か所にのぼる。

３．梅田雲浜の史料としての角田家本「吟味申口」

『大日本維新史料　井伊家史料　十五』の「安政大獄吟味関係史料」について、『東京大学史料編纂所報』第22号（1987年）は、「これらの中では、とりわけ梅田源次郎（中略）が内容的に重要なものである。これら申口の中から、従来梅田の伝記の中でわかっていた以上の、彼の全国的で幅広い人脈が判明するとともに、彼の国事奔走が、ペリー来航後からではなく、弘化元（1844）年徳川斉昭処罰直後から開始されていたことが明かとなる」と雲浜の「吟味申口」の史料価値を高く評価している。

また、雲浜「吟味申口」のなかで替名を含めるとほぼ200か所で記載されているのが水戸藩士菊池為三郎（重善・三左衛門）であるが、2015年6月、宇和島で開かれた第45回明治維新史学会で仙波ひとみ氏が「水戸人菊池為三郎と宇和島伊達家－為三郎来宇の経緯とその後の動向、家中への影響について－」と題して報告された。「菊池為三郎関係史料」「水戸一件　結城寅寿事件」などの宇和島伊達家文書と井伊家史料の雲浜「吟味申口」を緻密に比較検証され、その年月を確定される中、雲浜とも関連させながら水戸藩士菊池為三郎の幕末における歴史的評価をされている[10]。この仙波氏の報告を参照させていただき、ここでは若干の整理を試みながら、梅田雲浜の国事奔走の始まりとそのネットワークの広がりおよび物産交易拡大の可能性について紹介したい。

(1) 雲浜の国事奔走と水戸藩士菊池為三郎

雲浜の「吟味申口」の最大の特色は、今までの雲浜関係文献ではほとんど触れられていない、ペリー来航以前、少なくとも嘉永初めの雲浜の国事奔走が明らかになることである。

弘化元（1844）年５月、水戸藩主徳川斉昭は、藤田東湖や戸田忠敞らを登用して藩政改革を進めていたが、突然、幕府より致仕謹慎の処分を受けることになった（甲辰の政変)。武田彦九郎（耕雲斎）など改革派は斉昭の雪冤、国政・藩政への復帰の運動を行う。本史料では甲辰の政変とその後の斉昭復権運動をも含めて「水府（御）一件」としているが、菊池為三郎は弘化２年２月、紀州徳川家を訪ね斉昭の冤罪を訴えるがその目的を達することができず（10/１-４)、かえって水戸藩では反政府のお尋ね者になる。

そのため、徳川斉昭は為三郎に密命を与えるとともに親戚筋に当たる宇和島藩主伊達宗城に為三郎の保護を依頼した。弘化４(1847）年７月、菊池為三郎は、高島流砲術修行の福井藩士多田慎之助[11)]という替名で宇和島へ渡る。為三郎のここを拠点とした斉昭復権のための本格的奔走を中心となって助けるのが、宇和島藩士斎藤丈蔵であった。丈蔵は、諸国遊歴中、雲浜とも深い交流があった大和五条の森田節斎に師事するが、巽太郎とは相弟子の関係であった。また、巽太郎は、雲浜門下でもあり、このネットワークが、為三郎を雲浜に結びつけるのである（11/７-29）[12)]。

嘉永２(1849）年２月、丈蔵は、雲浜宛の書状で「外寇海上乱妨之時勢ニ、文武両道御研窮之水老君（斉昭）無実之罪ニ被為沈候儀、残念至極之御儀ニ付、天下之ため」に斉昭復権の周旋をしてくれるよう依頼する。そして、為三郎自身が、森田節斎の紹介状を持参して、雲浜を大津に訪れて周旋を依頼し、以後の緊密な関係を結ぶのである（10/20-14）(11/７-28、29)。

(2) 雲浜からのネットワーク、幅広い人脈の形成

嘉永２年春から雲浜は為三郎の依頼を受けて、斉昭の国政・藩政への復帰のための周旋を行った。まず第１には、当時、京都所司代をつとめていて雲浜の主君であった小浜藩主酒井忠義が老中阿部正弘とは昵懇の間柄であるとされており、忠義から老中へ斉昭復権を申し入れてもらうことであった（10/20-１)。そのために崎門学の同窓でもある小浜藩家老渡辺権太夫からの進言が期待され、とくに権太夫の伯父大河原安楽が積極的に動いている。安楽の雲浜や為三郎への書状は10通に上り、周旋方法についての助言がなされるほど熱心なものであった（10/１-６)。

なお、雲浜はこの頃の藩政への度々の建言が藩主の忌避にふれて、嘉永５(1852）年７月に士籍を剥奪され浪人となる。その後、海防策を実行するため藩政への参画を希望するが認められなかったものの、雲浜と小浜藩の関係は、「戊午の密勅」を坪内孫兵衛宛にいち早く知らせ（10/２-16）(11/７-28)、また日米通商条約の条文の入手を小浜藩が頼み、雲浜が「所司代御組与力」より借受けているなど、捕縛直前まで続いていた（11/７-47)。

第２の周旋の依頼は、老中への申し込みが「取分手早キ御筋」として、徳川斉昭と姻戚関係にある田安家出身の福井藩主松平慶永にむけられた（10/20-１)。また、雲浜には三寺三作[13)]、野村淵蔵、吉田悌蔵・坂部勘介・岡田順助などの福井藩士とはそれ以前から崎門学のネットワークが形成されており、この藩士たちが藩主慶永の信頼の厚い鈴木主税に働きかけ進言してくれることへの期待であっ

た。この「水府一件」は松平慶永の本格的な国政参画の契機となっていく。

また、雲浜若年の時、父矢部義比に随って西国遊歴[14]したときに形成された肥後藩士との崎門学ネットワークは斉昭復権に関しても機能しており、横井平四郎（小楠）も「水府一件」に深い関心を示している（10/1-7）。

このほか、斉昭の10男が藩主をつとめる浜田越智松平家中の山田金之助は雲浜方に寄宿し、為三郎と行動を共にしている。さらには京都の公家から江戸城大奥に入り、上臈として権勢をふるった姉小路ルートへも、朝廷公家周辺の縁者関係の「手筋」が熱心に開拓されていた。

このように「水府一件」の周旋は、徳川斉昭の復権を求めただけではなく、異国船の頻繁な来航がもたらした海防への危機意識[15]を藩士層に共有させ、（尊王）攘夷を核とする藩を超えたネットワークを広げていくのである。そして、その中心にいたのが梅田雲浜であり、機密重要書類については「保済秘録」[16]と名付けた備忘録を作り、嘉永2（1849）年春を国事奔走の大きな画期として、幕末の激しく動く政治状況に積極的に関与していくことになる。

なお、京都大学名誉教授佐々木克氏は、「『安政の大獄』の中心は、『戊午の密勅』に関係した者と水戸藩および水戸藩との関係が密接であった者の摘発と処分だった」[17]とされているが、雲浜は、安政元（1854）年の水戸遊説よりさらに5か年以上前の「水府一件」の周旋をめぐる交流から、水戸藩士たちとのネットワークが形成されていた。それはまた、福井藩士と水戸藩士の間にもいえることであった[18]。

(3) 産物交易の広がり

長州と上方の物産交易ルートを開拓したことについて、雲浜の「此度御産物之起リハ、下拙一人之胸中ヨリ出候事」という自負は有名であるが[19]、その交易は大和高田の村島一族[20]や京都の山口薫次郎などの豪商、豪農が中心となって安政4（1857）年9月には軌道にのり、明治初期まで続けられた。この「吟味申口」からは、雲浜は安政4年、5年と将軍継嗣や通商条約勅許問題などにおいて朝廷の理論的支柱となり、幕府からは「悪某の四天王」といわれるほどの中心的存在になっていくが、一方では物産交易に深い関心を示していることが判明する。物産交易のための京都町人の組織化（11/7-36）のほか、福岡藩、丹後田辺藩（10/3-8）、広島藩、甲州、水戸（11/7-38、39）などからも交易の申し出でがあり、雲浜を仲介者とした物産交易拡大の可能性が広がっていた。

なお、この物産交易に関しても、菊池為三郎が上方での水戸の紅花の販売について雲浜に問い合わせている（11/7-39）。紅花の問屋や価格について山口薫次郎が雲浜に報告した書状が吟味の対象となっており、産物交易の起こりもまた雲浜と為三郎の交流の中から生まれた可能性がある。

このほか、長州藩家老坪井九右衛門は、雲浜の献策を容れて長州と上方との物産交易を始めるにあたり、その障害として「元来長州之儒者共、産物ハ俗論」という風潮が強いことをあげていた。そこで、雲浜は坪井に頼まれて、藩校明倫館で「交易とは民を大切にする仁政であること」と演舌したことから、藩士たちの理解が深まって交易が可能になったと述べている（11/7-43）。この時期の儒者（志士）たちが物産交易をどのようにとらえていたかをうかがわせる興味深い挿話となっている。

おわりに

以上、雲浜にかかわる「水府一件」と物産交易について紹介してきたが、雲浜「吟味申口」はこれらのほかにも多岐にわたって吟味がなされている。例えば、安政5(1858)年の日米通商条約の調印と将軍継嗣問題から「戊午の密勅」、安政の大獄へと至る過程の書状、書類などについても、量的には「水府一件」より少ないが、種々の吟味がなされた。とくに、10月2日の吟味で、「書面外」として、雲浜が所持していた朝廷からの勅書や老中堀田正睦「言上并勅答書面」など当時の朝幕間の最高の機密資料の写しが没収されており、その入手経路が吟味されている。志士の情報入手への熱意と尊攘運動の広がりをうかがわせるものである(10/2-11、12)。また、捕縛直前の9月3日附書状で、病気で臥せっていた雲浜に「白牛酪弐両被下候、保養専一ニ候様」と青蓮院宮が家臣を通じて見舞っている挿話も、この安政5年時点の雲浜に対する朝廷公家が尊攘運動の理論的支柱として期待していたことの表れとみることができる(10/3-別之印)。

また、雲浜の医師修行がいつどのような形でなされたかは不明であるが、医者との関係も広く、この史料中にも10人以上の医師名の記載がある。雲浜は小浜藩医近藤退蔵の産科医学書『達生図説』の刊行を援助しており(10/2-15)、また宇和島の蘭方医二宮敬作とも交流があった(11/7-39)。

このように、この雲浜「吟味申口」には、没収された雑物・書類からわかる雲浜の人間関係が全て吟味されており、逃亡中の高野長英の同行者(富岡昌次郎)、佐久間象山、西郷とともに入水した僧月性、「戊午の密勅」の副使となる日下部伊三治(替名:宮崎定太郎)はじめ多様な思いがけない人物も登場し、その数は250名を超える。この史料がさまざまな視点から読まれ、利用されることを期待したい。

注

1)史料名は翻刻にあたって与えられたもので、10月20日と11月7日の綴の表紙には「梅田源次郎御吟味申口承書」とあり、また5日分とも各本文の最初には「梅田源次郎所持雑物書類之内を以御不審之廉御吟味御座候付源次郎申立承り書」とある。なお、10月2日の吟味に「去ル十一日御尋御座候」とあり9月にも予備的な取調べがあったと推定される。また、「元小浜藩士梅田源次郎外四人身元之儀ニ付覚」は、雲浜捕縛の直前、安政5(1858)年9月3日、4日に伏見奉行のもとに届けられたものである。山崎闇斎からの朱子学の一派である崎門学の京都における拠点であった「望楠軒」最後の講主とされる儒者大沢雅五郎(鼎斎)にも探索の手が伸びている。

2)高木不二『横井小楠と松平春嶽』(吉川弘文館、2005年)。横井小楠の福井招請は、若狭・越前・肥後の崎門学儒者のネットワークのなかで実現したとある。

3)『山口県史　史料編　幕末維新5』史料解題4、上方物産交易関係文書、2012年。

4)井伊家史料は、11月7日分に「本吟味申口写ハ彦根藩側役兼公用人宇津木六之丞、同藩公用人富田権兵他ノ筆ニ係ル」とあり、また、(安政5年12月14日)「彦根藩ノ重臣長野義言書ヲ同藩公用人宇津木景福ニ致シ梅田源次郎等審問ノ状ヲ報ス」と「酒井家編年史料綜覧」にある。梅田雲浜らは安政5年12月25日に江戸に檻送され翌年3月12日には評定所で取調べを受けており、急いでの写しと思われる。

5)角田和之氏談。なお、信常の四男信道の娘が、信常の早世した長男の養子と結婚して、現在の角田家にいたる。

6)『佐久市志』歴史編3　近世　1992年。

7)内藤豊後守正縄は水野忠邦の実弟で、天保9(1838)年9月から安政6(1859)年8月に解任されるまで20年余にわたって伏見奉行をつとめた。なお、岩村田藩1万5000石は、現在の佐久市の一部を支配した。

8)梅田雲浜の基本的文献として、『梅田雲濱遺稿竝傳』(1929年)と『梅田雲濱先生』(1933年)があり、この2冊

に掲載の書状や意見書・建白書などが雲浜関係史料のほぼ全てであるが、書状の数は80点余である。また、この文献でも、捕縛の翌日、奉行所役人が来て家宅捜査をしたが、かねて今日のあることを期していた雲浜は証拠となる書類はすべて焼却していたのでなにもなかったとされ、雲浜関係の史料が少ない理由にもされている。

9）大坂の人脈には、遠州浜松藩や大坂城代をつとめた土屋寅直（常陸土浦藩主、徳川斉昭の従弟)、家老や公用人など今まで知られてない人物が多い。

10）私自身がこの大会に参加したわけではなく、ネット検索でこの報告の存在を知り閲覧をお願いしたところ、すぐに送付していただいた。この報告がなければ、このような形の史料紹介はできなかった。深く感謝するとともに、この報告が公刊されることを願う。なお、このほか為三郎に関しては、河合八郎編『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』(校倉書房、1993年)、名越時正「藩外で活躍した水戸藩士－菊池為三郎について」『水戸学の達成と展開』（水戸史学会、1992年）所収などがある。

11）この替名について「為三郎儀、多田与名乗候者、同人母者越前福井藩中ニ而多田与申候故」と雲浜は述べている。それで福井遊歴中は「平三郎」と名乗ったとされる（11/7-25)。

12）巽太郎（遜斎）は森田雪斎に師事し、また雲浜の門弟でもあった。獄死したのち雲浜の墓が京都の安祥院に作られたとき、墓碑を書いている。菊池為三郎は、巽次郎という替名も使っている。

13）三寺三作は雲浜の紹介状を持って肥後に横井小楠を訪ね、しばらく逗留する。その後、小楠の福井招請を上申したことで有名であるが、「水府一件」でも「越前殿藩中三寺三作（大木本弥）与申ものニ而、水府御一件倶々骨折罷在候ものニ有之候処」(10/20-11）と雲浜はわざわざ「倶々骨折」と述べている。

14）雲浜の西国遊歴は、父に随伴した27歳の時とされるが、この時西依儀助が帰路同道して上京している。『松村大成永鳥三平両先生伝』熊本県教育会玉名郡支会編、1935年。

15）雲浜は、「水府一件」の周旋の中で為三郎などとの交流で、『海防臆測』『籌海私議』『西洋列国史略』などからも学び海防意識をたかめていく。具体的には洋式銃や砲術に深い関心を示し、嘉永6(1853）年にはオウエルストヲテン著・竹内東伯訳『泰西王氏銃譜』(大砲技術手引書）に序文を書いている（11/7-39)。

16）この「保済秘録」は、小浜藩家老渡辺権太夫からも貸出しが求められ、藩中にも回覧されたようで、そのことに雲浜は抗議している（10/3-18)。また、権太夫から藩主忠義にも上覧されている（10/2-丸之印)。

17）梅田雲浜生誕200年記念式典での基調講演「梅田雲浜と安政の大獄」レジュメ（於小浜市働く婦人の家、2015年10月24日)。

18）注10）名越前掲。

19）安政4年10月4日「下辻又七宛梅田雲浜書状」『梅田雲濱遺稿竝傳』所収。なお、雲浜の長州物産交易については、前掲『山口県史』のほか、北島正元『梅田雲浜』(地人書館、1943年）や服部之総『黒船前後・志士と経済』(岩波文庫、1981年）参照。

20）「梅田雲浜と長州藩」『山口県史だより』28号、2011年11月。